

## 文化財保護不適切事案検証会議について

### 1 設置目的等

#### (1) 設置目的

文化財保護課における契約事務に係る不適切事案について組織的な課題を検証し、同様の事案を再び発生させないための必要な措置について検討するに当たり、有識者等の意見を聴取するため、文化財保護不適切事案検証会議を設置。

#### (2) 検証の方向性

関係資料の調査や関係職員への聴き取り、類似府県への調査等を実施し、事件の原因および課題を分析・検証し、再発防止策の検討を行う。

#### (3) 検証の視点

- ・組織の目的である“文化財（建造物）の保存継承”を達成するための課題を検証する
- ・不適切事案の検証に当たっては、個人の資質にフォーカスをあてるのでなく、組織として不正な事務処理を防ぐために必要なことを制度面、体制面から検証する。
- ・予算・人員が不足する環境下にあっても不正な事務処理を防ぐことができる体制づくりに向けた検証を行う。

### 2 今回の事案の概要

当該職員は、入庁した平成17年度から文化財（建造物）の保存修理を担当し、平成25年度から「文化財建造物修理主任技術者」（※）として、国宝、重要文化財等の工事を担当していた。

平成30年、令和元年に行われた竹生島の宝厳寺（長浜市）の「唐門」（国宝）および重要文化財の観音堂の保存修理工事に係る事後審査型一般競争入札2件に関し、非公表の予定価格について、入札前に当該業者から電話で当該業者が予想する予定価格の金額を繰り返し提示されたことへの対応により近接した金額を教え、その結果、2018年度は予定価格の99.5%の1億1732万円で、2019年度は99.7%の9256万円（いずれも税抜）で同業者に落札させたとして、令和2年7月14日に起訴された。

※ 重要文化財建造物の修理を国庫補助事業として行うときは、適正な設計監理のため、文化庁の承認を得た主任技術者を使用する必要がある。

滋賀県・京都府・奈良県では、従来から文化財所有者が文化財建造物の修理を行う時には、当該府県に申し込まなければならないとされてきたことから、府県が主任技術者を配置し、修理工事を受託してきた。（主任技術者数 滋賀県 2名、京都府 10名、奈良県 10名）

(参考) 文化庁による「主任技術者」承認に要する期間

普通主任：重要文化財の修理→最短で7年間（6年以上の実務経験）

文化財建造物保存事業技術者養成教育（5日間×10回）

文化財建造物主任技術者講習会（普通コース）（10日間×1回）

上級主任：国宝の修理→最短で13年間（12年以上の実務経験）

文化財建造物主任技術者講習会（上級コース）（10日間×1回）

### 3 委員

委員氏名（五十音順・敬称略）	所 属 等
菊池 健太郎	菊池健太郎会計事務所 (公認会計士、県包括外部監査委員補助員)
木曾 裕 (会長)	北浜法律事務所 (弁護士、元 東京地方検察庁検事)
高橋 康之	高橋金属株式会社代表取締役社長 (元 県産業振興審議会 委員)
鶴岡 典慶	京都女子大学教授 (元 京都府文化財保護課建造物担当課長)
前迫 ゆり (第1回は欠席)	大阪産業大学教授 (県文化財保護審議会 副会長)

### 4 第1回会議

#### (1) 開催日時

令和2年8月28日（金） 10:00～11:30

#### (2) 議題

##### ア 検証会議の目的等説明

検証会議の設立に至った背景。会議のねらいなどを説明

##### イ 現状と課題

事案の概要、過去の処分事案。組織体制。文化財建造物保存修理の仕組み。他府県の状況

##### ウ 今後の方向性

検証の視点。事案の発生した原因。課題として考えられる事項。課題解決に向けた対応

### (3) 会議での主な意見

- ・県が文化財所有者に対して ①補助金事務を行う地方自治体としての役割 ②文化財所有者から保存修理を請け負う設計事務所としての役割 の2つの役割を担うが、役割分担を検討してはどうか。現場と管理は分けるべきではないか。
- ・京都府や奈良県では県庁職場と現場を分けている。そうした工夫も必要。また、補助金事務など、事務職員が担当できる仕事は事務職員が担うことがあってもいいのではないか。
- ・詳細な業務フロー（手続き・担当内の役割）を分析し、仕組みに原因があるのか、運用が問題なのか明確にすることが必要。
- ・仕事のフローが一人の人間で完結するなど、組織としての仕事ができていないのではないか。
- ・係で受ける仕事の量が多すぎるのではないか。方法を改善したとしても、限界があるので業務量を減らす必要がある。
- ・中長期の計画で技術者を配置する必要。10年のスパンで人材を育成していく必要がある。

### (4) 今後の予定

令和2年

- 10月 第2回検証会議（組織的項目）
- 11月 第3回検証会議（制度的項目・その他）
- 12月 第4回検証会議（検証結果最終案）

## 5 今後の対応等

- ・当面の対応として、延暦寺根本中堂の工事等への影響を最小限とするため、OB職員等主任技術者の資格を有する方に協力を要請
- ・他府県との相互支援も視野に入れ、持続的・かつ長期的な人材確保策を検討
- ・事業を民間事業者へ委託することも検討
- ・検証会議での検証結果を踏まえ、職員が仕事をしやすい組織となるよう検討・見直し